

電気代高騰が長期化する中、県内の特別高圧を使用する  
中小企業者（商業施設やオフィスビル）の電気代を  
一部支援します！

# 神奈川県特別高圧受電者 支援給付金(4月、5月分)の ご案内

## 申請受付期間

令和6年8月8日(木)～10月31日(木)

## 対象事業者

特別高圧により受電する神奈川県の中小企業者等  
(商業施設やオフィスビルに入居して、当該電力を  
使用しその費用を負担している事業者)

詳細は神奈川県特別高圧受電者支援給付金特設サイトをご確認ください。

<https://kanagawa-tokubetsukoatsu.pref.kanagawa.jp/>



## 給付額

1事業所につき、5万円（支給対象期間：令和6年4、5月使用分）

本支援金の申請・要件、提出書類についてご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

神奈川県特別高圧受電者支援給付金事務局

☎ **050-3310-5916**

令和6年4月15日(月)～1月31日(金)

【平日9:00～17:00】

土日祝日、12/29～1/3を除く



お  
問  
合  
せ

神奈川県特別高圧受電者支援給付金特設サイト



<https://kanagawa-tokubetsukoatsu.pref.kanagawa.jp/>

裏面もチェック!

## 支援対象事業者

- ・神奈川県内に事業所（テナント）がある事業者
- ・特別高圧により受電する神奈川県内の商業施設やオフィスビルに入居して、当該電力を使用し、その費用を負担している事業所であること
- ・みなし大企業等及び特別の法律により設立された法人（医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、商工会、商工会議所等）を除く中小企業等であること
- ・神奈川県、国及び他の地方公共団体が行う、本給付金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思がないこと

入居している施設が特別高圧を受電・使用しているか分からない場合はサイトの中の「[神奈川県特別高圧受電施設リスト](#)」をご確認ください。

## 申請方法

パソコンで次のURLから申請いただけます。

URL：<https://kanagawa-tokubetsukoatsu.pref.kanagawa.jp/>



神奈川県特別高圧受電者支援給付金特設サイトにて、

**※申請の手引きを閲覧いただき、支援対象者要件や申請書類等を必ずご確認ください。**

## 添付書類

申請には、以下の書類をご用意ください。

各種類の準備にあたっての注意事項は「申請の手引き」に記載していますので、確認のうえご準備ください。

令和6年1月から3月分（1期）で申請し受給対象となった事業者及び事業所については内容に変更がない場合は省略できる書類がございます。

詳しくは、申請の手引きや電子申請マニュアルをご確認のうえ、申請してください。

- 1 振込先口座の通帳等の写し
- 2 （法人の場合）履歴事項全部証明書の写し
- 3 （個人事業主の場合）本人確認書類の写し
- 4 雇用人数を確認できる書類（必要な場合のみ）
- 5 商業施設やオフィスビルへの入居が確認できる賃貸借契約書等の書類の写し
- 6 電気料金の負担が確認できる請求書等の書類の写し

## 特別高圧受電施設管理者さま

本支援は、国の電気代援助を受けていない特別高圧受電施設に入居するテナントの負担軽減のため実施します。

支援金の交付には、施設管理者による「特別高圧受電施設である証明」が必要になりますので、ご協力をお願いいたします。